

## WebBy 特約 -WebBy ダイレクト (プレシヤンテ) -

WebBy 特約 (以下「本特約」という。)は、株式会社ジャックス (以下「JACCS」という。)と加盟店との間で、クレジット加盟店規約 (以下「本規約」という。)に付随して、顧客が電子計算処理組織を利用する方法 (以下「インターネット」という。)により行うクレジット契約の申込み (以下「本制度」という。)の取扱いに係る条件を定めるものです。なお、本特約に定めのない事項については、本規約の定めに従うものとし、基本条項と各特則の内容が矛盾または抵触する場合には各特則の規定が優先するものとします。

### 第1章 基本条項

本章に定める各条項は、本制度を利用した申込みの取扱いに関して、基本事項を定めるものとします。

#### 第1条 (本制度の運用)

本制度を利用した申込みは、次の通りに取り扱われるものとします。

##### 1. 申込方法

###### 1. 申込データの入力

商品等の販売等を希望する加盟店の顧客が JACCS に対して本制度を利用した申込みをする場合は、加盟店および顧客は、JACCS が定めるマニュアル等に従い、インターネットを経由して JACCS のクレジット契約申込画面に申込みに必要となる情報 (以下「申込データ」という。)を正確に入力するものとします。本規約第7条の規定にかかわらず、加盟店の顧客は申込書等の作成を要しないものとします。

###### 2. 申込データの入力方法

申込データの入力は、JACCS が定めるマニュアル等の定めに従って、加盟店が行う必要のある項目については加盟店が、顧客が行う必要のある項目については顧客が自ら行うものとします。加盟店または顧客がこれらに反した取扱いを行った場合は、クレジット契約の申込みが無効なものとして取り扱われ、再度の申込みが必要となることがあります。ただし、顧客に代わり加盟店の端末等で加盟店が申込データを入力することを JACCS が認める項目 (以下「代行入力項目」という。)については、この限りではありません。

###### 3. 顧客に対する説明等

加盟店は顧客に対して商品等の内容、支払条件その他クレジット契約上の条項について十分に説明を行うものとします。また、加盟店は顧客に対しクレジット契約に関する JACCS 所定の説明書面「クレジット契約について (ご注意)」を交付し説明を行うものとし、JACCS が定めるマニュアル等に従って書面の提出を受ける必要があるときは、所定の書面の提出を受けるものとします。

###### 4. 顧客保有端末による入力

顧客が、顧客自らが保有する端末等でクレジット契約申込画面に入力することを希望した場合は、加盟店は、クレジット契約申込画面に遷移可能な URL が記載されたメール等を JACCS の入力画面より顧客に対し送信するものとします。

###### 5. 申込意思の取次ぎ

本規約第8条第1項および第2項の規定にかかわらず、申込者のクレジット契約の申込意思は、加盟店および顧客が入力した申込データを JACCS に送信する方法により取り次ぐものとします。

#### 6. 申込内容の写し（控え）の交付

加盟店は、前号に従って取り次いだ申込内容の控えを JACCS の画面より印刷し、遅滞なく顧客に交付するものとします。なお、法令に別の定めのある場合はこれに従って交付を行うものとします。また、加盟店および顧客からの申出に基づき JACCS が認める場合は、JACCS が加盟店に代わり当該申込内容の控えを顧客に交付するものとします。

#### 7. 同意の取得・確認義務

加盟店は、JACCS が承認した代行入力項目について、顧客に代わって入力を行おうとする場合は、あらかじめ JACCS が指定する方法で顧客の同意を得るとともに、入力した申込データについて顧客の確認を求めるものとします。また、代行入力項目について加盟店が誤入力を行った等により顧客または JACCS 並びに第三者に対して損害を与えた場合、加盟店の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

#### 8. 誤入力防止措置

加盟店は、顧客が申込みのために電子計算機等に入力を行う場合には、加盟店または JACCS の入力画面については、顧客の誤入力を防止するための措置を講ずるものとし、事前に相手方の了承を得るものとします。

### 2. 承諾の可否の通知方法

本規約第9条の規定にかかわらず、JACCS による承諾の可否の通知は、顧客ではなく加盟店に対して行われるものとします。ただし JACCS が顧客に対して承諾の可否を通知する場合はあらかじめ加盟店に承諾を得るものとします。

### 3. クレジット契約の成立

JACCS が前項により申込みの承諾の通知を加盟店に対して発した時にクレジット契約は成立するものとします。加盟店は、申込データをクレジット契約成立の証拠および契約の内容として JACCS が定めるマニュアル等の定めに従って保存するものとします。但し、JACCS が必要と認める場合は、加盟店による顧客への商品等の引渡しまたは提供の完了をクレジット契約に係る立替金の支払の条件とすることができるものとします。なお、JACCS はクレジット契約締結日について別途書面で信用販売により商品等の販売等を受ける顧客に通知するものとします。

### 4. クレジット契約書等の作成

前各項の定めに関わらず、JACCS は顧客の信用調査結果に基づき必要と判断したときは、顧客とのクレジット契約書または連帯保証人との連帯保証承諾書（以下総称して「クレジット契約書等」という。）の作成を申込みに対する承諾の条件とすることができるものとします。クレジット契約書等の作成にあたっては、JACCS が定めるマニュアル等に従うものとします。

## 第2条（商品等の引渡し・提供時期）

加盟店が本制度を利用して顧客に商品等の販売等を行う場合であって、かつ、加盟店が自らクレジット契約申込画面への入力を行う場合には、加盟店は当該商品等の引渡時期または提供期間を JACCS のクレジット契約申込画面に入力するものとし、この期限または期間を厳守するものとします。

## 第3条（ログインID・パスワードの管理責任）

### 1. ログインID・パスワードの管理

加盟店は、JACCS からログイン ID・パスワードを付与された場合は、ログイン ID・パスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのログイン ID・パスワードを用いてなされた一切の行為について、加盟店が行ったものとみなされることを承諾するものとします。ログイン ID・パスワードの漏えい、紛失その他これらが第三者に知られる可能性のある状況となった場合は、加盟店は、直ちに JACCS 所定の手続に従って、パスワード変更の手続を行うとともに、JACCS に届出を行うものとします。

#### 2. 第三者利用の責任

ログイン ID・パスワードが第三者等に使用されたことによる損害は、加盟店の故意過失の有無にかかわらず、JACCS は一切責任を負わないものとします。

#### 3. 損害賠償

加盟店はログイン ID・パスワードが使用されて顧客、顧客または JACCS 並びに第三者に対して損害を与えた場合、加盟店の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

### 第4条（立替払の精算）

加盟店が JACCS に対してクレジット契約に係る立替金の請求をする場合は、次の手続によるものとします。但し、別の定めがある場合はこれに従うものとします。

#### 1. 集計表の作成

加盟店は本制度により成立したクレジット契約につき、本制度において JACCS が提供する売上依頼機能にて、JACCS が定めるマニュアル等の定めに従って売上依頼入力処理を行い、売上依頼データとして JACCS に伝送します。JACCS は、当該売上依頼データに基づき集計表を作成します。

#### 2. クレジット契約書等の送付

加盟店は第1条第4項によりクレジット契約書等の作成が申込みに対する承諾の条件である場合は、クレジット契約書等に JACCS 所定の集計表を添付し、とりまとめて JACCS に送付するものとします。

#### 3. 集計表の確認

JACCS は、第1号の売上傳票または前項の契約書等を受領後、その内容を確認し、問題の無い場合は本規約の締切、支払日に応じて立替金を支払います。但し、JACCS は、第1条第3項に基づき、JACCS が必要と認める場合は、加盟店による顧客への商品等の引渡しまたは提供の完了をクレジット契約に係る立替金の支払の条件とすることができるものとします。

#### 4. 本規約第17条の規定にかかわらず、本制度により成立したクレジット契約については、集計表の引渡しを要しないものとします。

### 第5条（禁止行為）

加盟店は本制度の取扱いに関して、本規約に定める行為のほか、次に該当する行為を禁止するものとします。なお、加盟店が次に該当する行為を行った場合、またはその疑いのある場合、JACCS は顧客に対する販売状況等を調査する間、加盟店に対する精算金の支払を停止できるものとします。また支払停止期間中の利息支払も免れるものとします。

- ① 本規約または本特約に違反する行為を行うこと。
- ② 顧客自らが入力する必要のある項目（JACCS が代行入力を認めた場合を除く。）について、加盟店が顧客に

代わり、入力および操作を行うこと。

- ③ 代行入力項目について顧客に代わって入力を行おうとする場合に、当該入力を行うことについての同意チェック欄に顧客ではなく加盟店が同意する旨の入力を行うこと。
- ④ 前号の場合において、加盟店が入力した内容について顧客の確認を得ずに、加盟店の入力および操作のみによって申込みを完了すること。
- ⑤ JACCS または第三者の著作権、知的財産権その他の法令上または契約上の権利または利益を侵害する行為
- ⑥ 本制度に関し JACCS が提供するプログラムの改変、リバースエンジニアリングその他の解析行為を行うこと。
- ⑦ 第三者のログイン ID・パスワードを使用し、または保持すること。

#### 第6条（権利帰属）

本制度に関し JACCS が提供するプログラムの著作権その他一切の知的財産権は、JACCS または JACCS に権利の使用を許諾した権利者に帰属します。加盟店は、当社および権利者が許諾を行った範囲を超えてプログラムの使用、複製または改変を行ってはならないものとします。

#### 第7条（留意事項）

1. JACCS は、本制度に関し提供するプログラムの作動に関する完全性、信頼性、正確性、確実性、有用性などについて、いかなる保証も行いません。また、これらによって利用者が受ける一切の不利益について、当社は責任を負いません。
2. 本制度の利用に必要となる端末の条件は、JACCS が別途指定します。本制度を利用しようとする加盟店または顧客は、当該条件を満たす端末を自ら準備するものとします。
3. 加盟店または顧客による本制度の利用に必要な通信料その他の費用は、それぞれ加盟店または顧客の負担とします。
4. 本制度の安全かつ適切な実施のために JACCS が必要と認めたときは、加盟店に事前に通知することなく、本制度の全部または一部の利用を制限し、または本制度の提供を終了することがあります。

#### 第8条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は、本規約の定めるところによるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、JACCS は、JACCS の都合により、いつでも、何らの通知または催告を要せず、本特約に基づくサービスの全部または一部を停止または終了させることができるものとします。

### 第2章 WeBBy ダイレクトの特則

本章の規定は、JACCS が、加盟店にWeBBy ダイレクト（プライダルローンを行う加盟店に対して、クレジット契約の申込みの取次ぎに係る手続の補助を行うサービスをいう。以下同じ。）の利用を認める場合に、当該利用について適用されるものとします。

## 第1条 (WeBBy ダイレクトの運用)

1. 加盟店で挙式を行う等の役務提供を希望する新郎若しくは新婦又はその親族（以下、「挙式費用負担者」という。）が、JACCS に対してWeBBy ダイレクトを利用してブライダルローン契約の申込みをする場合には、挙式費用負担者は JACCS が提供するブライダルローン契約の申込画面に所定の事項を入力しインターネットを経由して JACCS へ申込データを送信するものとします。
2. 当該挙式を行う新郎または新婦がブライダルローン契約上の申込者（契約者）である場合は、新郎または新婦と婚姻する相手方をブライダルローン契約上連帯保証人予定者（連帯保証人）とします。また、挙式を行う者の親族がクレジット契約上の申込者（契約者）である場合は、原則として新郎若しくは新婦又は JACCS が適当と認めた者をクレジット契約上の連帯保証人予定者（連帯保証人）とします。（以下、挙式費用負担者と連帯保証人予定者（連帯保証人）を総称して「挙式当事者等」という。）
3. JACCS は第1項で送信した申込みについて、挙式当事者等に係る信用調査を行い、JACCS 所定の信用供与基準を満たした挙式当事者等に対してブライダルローン契約の申込みの意思確認を電話で行うものとします。
4. 前項の信用調査の結果、JACCS 所定の信用供与基準を満たし、かつ、JACCS からの電話による意思確認がなされた挙式当事者等について、JACCS は加盟店および顧客に対して、ブライダルローン契約申込みに対する承諾として通知を行うものとします。また、前項の信用調査の結果、JACCS の信用供与基準を満たさない場合には、JACCS は承諾できない旨の通知を加盟店および顧客に行うものとします。
5. ブライダルローン契約は、JACCS が前項により顧客に対して申込みの承諾の通知を発した時をもって成立するものとし、申込データを契約成立の証拠および契約の内容として取り扱うものとします。
6. JACCS はブライダルローン契約成立後、遅滞なく、顧客にブライダルローン契約の内容を明らかにする書面を交付するものとします。

## 第3章 通信販売特則

本章の規定は、JACCS が加盟店の通販販売（特定商取引に関する法律第2条第2項に定める通信販売をいう。以下同じ。）の方法により販売等を行うことを認める場合に、当該販売方法に適用されるものとします。

### 第1条 (通信販売の申込受付及びセキュリティ措置等)

1. 加盟店は、加盟店が行う通信販売に関し、以下に掲げる申込受付の様式をあらかじめ JACCS に対し通知し、JACCS の承認を得るものとします。また、申込受付の様式を変更し又は追加する場合にも、同様に通知し、承認を得るものとします。ただし、あらかじめ JACCS が認める様式を利用する場合には、この限りではありません。
  - ① 郵便又はファクシミリで申込受付を行う場合には、申込書の書式
  - ② 端末の映像面を介してインターネットその他電磁的方法により申込受付を行う電子商取引の場合には、顧客の端末に表示されるデータ入力画面の見本
2. 加盟店は、電子商取引において申込みを受け付けるに際しては、消費者保護の観点から以下の対応及び措置を講じるものとします。
  - ① システム障害によるトラブル等予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計

- らうものとし、加盟店が責任を取りえない範囲について顧客が理解できるようあらかじめ告知すること
- ② 顧客に対し、通信販売の申込み等の仕組みを提示し、顧客が通信販売の申込時期を明確に認識できる措置を講じること
  - ③ 顧客と加盟店との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示する等の誤操作の防止措置を講じること
  - ④ 申込みを受け付けた際には、その受付内容を郵送、電話、ファクシミリ又は電子メール等により顧客に通知すること
3. 加盟店は、電子商取引を行う場合には、通信販売に関するシステム及びデータを第三者に改ざん又は破壊されないために、暗号化その他のセキュリティ措置を講じるものとします。また、コンピュータ技術の向上等に伴い、当該措置では社会通念上不十分になった場合には、加盟店は、速やかに適切なセキュリティ措置を講じるものとします。加盟店は、適切なセキュリティ措置が講じられなかった場合には、これにより生じた損害について一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、前項のセキュリティ措置について、あらかじめ JACCS に対し通知し、JACCS の承認を得るものとします。また、当該措置を変更し又は追加する場合にも、同様に通知し、承認を得るものとします。

## 第2条 (加盟店又はその代理店による広告に関する遵守事項)

1. 加盟店は、加盟店の責任において、通信販売に関する広告の企画及び制作を行うものとします。なお、広告に係る一切の費用は、加盟店の負担とします。
2. 加盟店又はその代理店が通信販売に関して広告をする場合は、顧客が誤認をしないよう以下の事項を明示するものとします。
  - ① 加盟店の氏名又は名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス
  - ② 加盟店が法人であってインターネットにより広告する場合は、加盟店の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
  - ③ 商品等の販売価格又は対価、並びに、送料その他顧客が負担すべき金銭があるときはその内容及びその額
  - ④ 商品等の代金又は対価の支払時期及び方法（本制度に基づくクレジットが取扱可能であること）
  - ⑤ 商品等の引渡時期又は提供時期及び方法
  - ⑥ 申込みの有効期限があるときは、その期限
  - ⑦ 申込みの撤回又は解除の条件がある場合はその内容
  - ⑧ その他特定商取引に関する法律で定める広告表示事項及び JACCS が重要と認めた事項

## 第3条 (広告の表示及び提供状況の調査)

JACCS は、本規約第9条第1項に従って行う審査に際して、加盟店又はその代理店による商品等の広告の表示及び提供状況の調査を顧客に対して行うものとします。顧客が加盟店又はその代理店による商品等の広告に関して苦情を主張したときは、JACCS はクレジット契約の申込みを承諾しないものとします。

#### 第4条（申込みの撤回又は契約の解除等の主張を受けた場合の措置）

1. 加盟店又は JACCS は、顧客から原因契約又はクレジット契約について申込みの撤回又はこれらの契約の解除等の主張を受けた場合、その旨を直ちに他方当事者に連絡するものとします。
2. 前項の主張がなされた場合、JACCS は、本規約第 20 条第 4 号又は第 5 号に基づいて、加盟店に対する立替払を拒絶できるものとし、既に JACCS から加盟店に対して精算金の支払が為されているときは、本規約第 21 条に従って返金対象立替金としての取扱いを行うものとします。
3. 顧客からの第 1 項の主張が多発している場合には、JACCS は、加盟店に対し、加盟店又はその代理店による商品等の広告、その販売等に関する契約の申込受付の方法又は承諾等の通知方法に関し、質問をし、報告若しくは説明を求め又は資料の提出を求めることができるものとします。また、必要に応じて、それらの方法又は態様に関し改善を求めることができるものとします。

以上